

## 盤珪の規則と組織運営と指導方法

千田 たくま

### 一 問題の所在

江戸時代前期の禅僧盤珪永琢（一六二二～一六九三）は、結制安居をすれば一〇〇人を超える修行者が参集し、説法をすれば多くの信者が大挙した著名な禅僧である。兵庫県姫路市の龍門寺、愛媛県大洲市の如法寺、東京都港区の光林寺の「盤珪三大寺」を始めとして各地の寺院の開山となっており、現在でも盤珪派寺院は一五〇近く現存している。

盤珪については、一九四〇年代に鈴木大拙が、日本禅における三つの思想類型の一つとして取り上げ、また資料の校訂も行ない、古田紹欽とともに盤珪二五〇年遠忌の記念論文集を出版したが、最初期の研究である。<sup>①</sup>

そののち一九七〇年代になると、藤本植重と赤尾竜治によって、それぞれ大部の研究史料集が出版される。これにより盤珪の生涯や周辺状況、史料の系統などが解明され、盤珪研究は大変行いやすくなった。<sup>②</sup>そのため八〇年代以降は個別研究が進み、仏教思想はもちろん臨済曹洞交涉史、儒仏交涉史、民衆思想、女性論といった視点から、思想の解明や思想上の位置づけなどが試みられた。

先行研究は盤珪の思想に注目して論じているが、本稿の視点はそれらとは異なり、表題にあるように、盤珪の制定した規則、組織運営、指導方法に注目した。よって本稿では、修行者の指導や寺院での規則について書かれている「行業記」や「逸事状」といった伝記を中心にして、盤珪がどのような修行規則を作り、どのように組織を運営し、どのように修行者を指導したかを考察する。つまり本稿では、

- 1 盤珪の規則の制定過程と内容はどのようなか。
- 2 盤珪の組織運営方法はどのようなか。
- 3 盤珪の指導方法はどのようなか。

この三つの問題に絞って解くことにする。

## 二 生涯

まず、盤珪の規則や組織運営を考察するに先立って、先学の研究を参考にして盤珪の生涯を追跡しよう。ただし本稿では、その問題意識にしたがって、盤珪の指導者時代つまり後半生を中心に生涯を追う。

盤珪は寛永一五年（一六三八）、一七歳で赤穂の随陽寺（赤穂市加里屋）の雲甫全祥（一五六八〜一六五三）について得度した<sup>3</sup>。小僧修行をへて、寛永一八年（一六四一）、二〇歳で行脚遍参に出る。そして諸国を遍参しながら独撰心をも重ねて、正保四年（一六四七）二六歳のときに大悟する。翌、慶安元年（一六四八）に証明のために、美濃にいた愚堂東寔（一五七七〜一六六二）を訪ねるが、愚堂が江戸に出ており会うことができなかつた。そこで美濃や赤穂などで山居をしていると、慶安四年（一六五二）三〇歳の時に、長崎に道者超元が来朝したことを聞きつける。

それより故郷へ帰りて、安居閉関をして、時の人の機を觀じ、化度の手立をはかつて居まする内に、唐より道者の渡らせて、長崎へおじやるといふ事をうけ玉はり。<sup>3</sup>

ついに盤珪は道者を訪ねてその会下に留まった。そして翌、承応元年（一六五二）、三一歳のときに道者から証明を受ける。

その後、大和や美濃で再び山居して修行するが、明暦元年（一六五五）、三四歳で妙心寺の後版首座（後堂）となり、再び長崎に道者を訪ねる。そして万治二年（一六五九）、三八歳で前版首座（前堂）となり、この頃、庵を寄付されるなどしている。さらに盤珪は修行を重ね、

前方身どもは久しい間に、ここかしこにて、閉関致して、今時の衆生の機を觀じて、何卒して一言で衆生の機にかなふやうにと存じて、其故、此の如く思ひつきまして、不生の言を以て、人に示しまして、余のことは白さぬ。<sup>5</sup>

とあるように、玄関を閉じて家で坐禅思惟三昧に励み教化手段を練っていた。やがて寛文二二年（一六七二）、五一歳のときに、妙心寺の住持職と再住持職を綸命し出世する。この頃から学人接化を始めたようである。赤尾竜治が編した「盤珪禪師年譜」でも、延宝七年（一六七九）冬、五八歳のときに龍門寺で、大衆六〇人とともに行った結制が最初となっており、結制の数年前から修行者が参集し始めていたのであろう。<sup>6</sup> この後は毎年、一〇〇人前後の大衆とともに結制を行なっている。そして元禄六年（一六九三）、七二歳でその生涯を閉じる。

さて盤珪の法階昇級と教化活動の關係であるが、盤珪の法階は、

明暦元年（一六五五）三四歳 後版首座（後堂）

万治二年（一六五九） 三八歳 前版首座（前堂）

寛文一二年（一六七二） 五一歳 住持職および再住持職を綸命し出世

と昇位する。そして後堂の時点では、まだ目立った活動はしていない。前堂の時点で龍門寺や如法寺などの開山となり、寛文一二年（一六七二）の「出世」以降に結制の師家になっている。

これは妙心寺の規則に従ったもので、寛文七年（一六六七）八月一〇日付けの妙心寺壁書によれば、前堂に転位した者は師家分上となるが、「爐鞴を開き衆徒を匡し」つつ、「參禪問道」を怠らず「仏教を講解し、祖録を点検せよ」とある。また寛文八年（一六六八）八月二七日付けの壁書「妙心寺派位階并袈裟衣之次第」では、僧侶の位階を三種類に分けており、下から「平僧、単寮、出世」となっていて、これは「妙心寺派出世位階等法式略記」では「平僧、前堂、和尚」となっている。<sup>8</sup>

つまり妙心寺の法階は三種に分けられ、沙弥から後堂までは一括して平僧であり衆寮（僧堂）住みだが、前堂に転位すると単寮となり個人部屋住みになる。そして前堂のなかでも入寺開堂し出世したもののみが和尚と別称される。

さらに無著の『正法山誌』巻五「入室」によると、麟祥院の虎岩が春日局に入室を要請された際、虎岩が前堂であつたために、桂春庵の桂南和尚に師家となつてもらい、虎岩は侍者となつたとある。<sup>9</sup>

このことから前堂と和尚の間には明確な区別があり、前堂は師家分上であり基本的には入室參禪を受けることはできず、出世した者のみが和尚として説法などを行えた、ということである。また妙心寺や大徳寺においては、出世できる年齢を五〇歳以上としており、盤珪が五一歳で出世したのもそのためであり、和尚となつて以降に、本格的に学人接化を始めたのである。

すなわち盤珪のキャリアは、三〇代前半までは修行者として学生であつた。そして三八歳で前堂となつたときから、指導者見習いとしてのキャリアが始まる。やがて五一歳で出世してからが指導者としての出発で、この時から組織を

運営し、修行者を指導していく立場になり、その後、五〇代後半から六〇代前半が指導者の円熟期である。そして六〇代後半から遷化までは終焉期で、次世代に組織などを引き継ぐ期間と定義できる。

次に盤珪の規則への考え方と制定過程、そして組織運営について考察する。考察の順番としては、規則観、生前の規則制定、没後に向けての規則制定、組織規則五原則、組織運営の順に取り上げていく。

### 三 規則観

そもそも仏教の規則は三つに分類できる。倫理規則、教団規則、運営規則の三つである。それぞれの内容は

- 1 倫理規則 仏教徒として行うべき個人倫理（戒）
- 2 教団規則 教団・組織に属する者として守るべき服務規定（戒律・波羅提木叉）
- 3 運営規則 組織や儀式を運営するための指針要領（律・健度・清規）

となる。倫理規則と教団規則は重複する部分でもあるのだが、ここでは個人にかかわる倫理規則についてはひとまず置き、集団にかかわる教団規則と運営規則について考察する。つまり盤珪が指導者として組織を運営していくうえで、規則をどのように考え、どのように制定したかを考察する。本節ではまず規則制定の前提となる盤珪の規則への考え方Ⅱ規則観について論じよう。

盤珪の思想に通底するのは「不生の仏心」である。盤珪は「不生の仏心」でいることを第一義とし、不生の仏心以外の文字言句や修証などは、すべて「生じた跡の名」であり第二義第三義だという。たとえば、

坐禪を嫌ふべき事にあらず。惣て誦経礼拝等嫌ふべき事にあらず。或は徳山棒を行じ、臨濟喝を下し、俱胝の指

を竖て、達摩の面壁し玉ふ、品々にあれども、皆時に臨み機に対しての手段、知識の方便也。始より定法なし。それに実解をなせば、自眼をつぶす。<sup>11)</sup>

と、盤珪は日常の行事や誦經を行うな、とは決していわない。ただそれらを必ず行うべきことだと考え、固定化し執着するのを嫌い、それらを「生じた跡の名」だと捉える。

規則についても同様に「生じた跡の名」だとする。なので修行者が参集しても「師、衆を置く、規矩繩則を以てせず、而して自然に肅々焉たり。所謂る治めずして乱れず、令せずして正しきもの也」<sup>12)</sup>とあるように、独自に規則を立てることをしない。そして規則を立てない代わりに、修行者が自発的・自主的に規則を守ることを重んじる。盤珪が修行者の自主性を重んじた次のような逸話がある。

眠る僧がござれば、それがある僧がござつて、ひたとたたきましたを、身共が叱つた事でござつたは、心よふ寝て居る者を、なぜにたたくぞ。眠ればあの僧が余のもので居るかと申た事でござつたが、寝よといふてすすめはしませねども、眠て居るとききたたくは、いかに違いでござるわひの<sup>13)</sup>

と、眠っている僧を叩いた僧を叱っている。その理由は、眠つていようが起きていようが不生の仏心であることが先決だということである。

みなが仏にならふと思ふて精を出す。それ故眠れば、しかりつ、たたひつするが、それはあやまり。仏にならふとせうより、みな人々親の産付たは、余のものは産付はせぬ、只不生の仏心一つばかり産付た所で、常に其不生

の仏心で居れば、寝りや仏心で寝、起りや仏心で起て、平生活仏でござって、早晚仏で居ぬといふ事はなひ<sup>14</sup>。

このように盤珪は、不生の仏心でいれば、眠ろうが起きていようが関係ないといい、修行者を力関係や規則によって他律的に強制することを嫌い、懲罰などを行なわなかつた。ただし違反するものがあると、

諸弟子の諸利に分処するもの、必ずしも尸羅を以て規せず、而かも違法越令のものなし。偶々違越のものあればこれを擯す。随つて改むれば随つて容す。復た其過を宿さず<sup>15</sup>。

擯斥つまり他所に追い出したが、悔い改めれば許し、その罪を引きずることがなかつたという。ここには盤珪の罪業観が見て取れる。盤珪は罪や業について、次のような盗人の例を挙げてゐる。

どこに業がふかさに盗み、罪がふかさに盗み、するものがござるぞいの。ぬすむが業、盗むが罪でござるわいの。盗みせねば、業も罪もありはしませぬわひの。盗みを致さふと、致すまひと、我心のまま、業じゃござらぬわひの<sup>16</sup>。

たとび又業であらふとも、又生れ附であらふとも、非をしりて我ぬすまずに居まするに、やまぬといふ事はござらぬわひの。盗みをせねば、やめる事はいりませぬわひの。たとへば、昨日まで大悪人でござって、千万人のものうしろゆびをさされましても、今日従前の非をしりまして、仏心で居ますれば、今日から活仏でござるわひの<sup>17</sup>。

すなわち盤珪は、前世の業や以前に犯した罪に引きずられて悪事を行うのではなく、今の自分の心掛けで悪事を起すのであり、いま起こした悪事は罪悪であるが、悪事をしなければそもそも罪悪はないといい、改心すればそれまでの業や罪は関係ないと考える。

また、盤珪が地藏寺にて閉関していた時、弟子で龍門寺住持の石門より、若い雲水の中に寺の仕事をおろそかにし、行いも低俗なものがいると相談を受けた。それに対して盤珪は

叢林と云ふは、左様の悪徒いくらも取りあつめ、接得して、善人となさんために設也。然るに其料簡もなく、無慈悲にて、悪徒を余所へ譲り、余所の邪魔にせんと計るを、叢林の住持と云ふべきか。慈悲寛裕の心なき者、住持すれば、我法滅却の基ひたり。<sup>18</sup>

と逆に石門を叱責している。盤珪は、僧堂とは道心が薄い悪徒を集めて善人とするための修練所であると言っており、結制についても

我今請に応じて結制す、何の為すところぞや。只悪人は悪を改め、善人は善を勧む、各々慧身を成就せんのみ。今諸々の直きを挙げ、諸々の曲れるを捨つ、大に我本志に背く。<sup>19</sup>

と、結制参加希望者の機根や行いによる選別も否定している。

これらから盤珪は、修行者を指導するには、まず慈悲寛容の心が必要であると説く。さらに接化手段に努力工夫を重ね、指導者の指導責任を強調しており、指導者としての力量に重点をおくところに特色がある。

以上から盤珪の規則観をまとめよう。盤珪は一切が不生の仏心だと納得できれば、おのずと規則からも外れることはないという。そして「不生の仏心」という第一義からすると、規則はあくまで「生まれた跡の名」で第二義である。ゆえに規則に拘泥して価値基準としてしまうと、不生の仏心という価値基準から外れ判断を誤ってしまうという。

また不生の仏心は、あらゆる人の価値基準であるから、みんなが不生の仏心に基づいて自主的に動けば、固定的な規則を立てる必要もないとする。

リーダーシップ論からすると、盤珪は性悪説に基いて規則や方針を制定して、それに違反するものに懲罰を加える管理指導型のリーダーではなく、性善説に基いて根本原理を提示し、あとは修行者の自主性を尊重し、修行者の気づきを誘発する援助協調型のリーダーなのである。

#### 四 生前の不文法

盤珪が修行者の自主性を尊重するといっても、全く修行者任せの自由放任主義なのではない。あくまで規則を成文化しなかっただけで、日々の行事や作法など不文法が存在していた。

其勤行の作法は三時の念誦、三時の坐禪、恒例の如くすべし。粥飯は袈裟を披し、襪子を著け、行鉢の式法たるべし。維那・典座等、一切諸役、身どもを始て、一衆輪次、平等に相勤むべしと。<sup>20</sup>

つまり盤珪会下では、朝昼晩と三回読経と坐禪があり、粥座は袈裟と足袋を付けて作法に則って食事をし、寺内の役職は持ち回りで、盤珪も含め全員が平等に役に当たることが決まっていた。坐禪については、

不断不生の仏心でばかり居よとすすめて、別に規矩といふて外に立て、勤めさせは致さねども、毎日線香十二炷づつは、みなものが談合して、勤めうと申程に、いかやうともいたせといふ事でござるわひの<sup>24</sup>。

とあり、元々は時間は定まっていなかったが、弟子たちが相談して、結制中は坐禪を一二炷行なうことを決めた。ただし制中には、各寺院によつてばらつきがあつたようで、不徹庵では「香は夏中間ともに、昼夜に十二炷をつとむへし<sup>25</sup>」とあり「二炷であつたが、景光寺では「昼夜坐禪、冬夏二制之中、以線香十二炷為限。但二制之外、九炷為限<sup>26</sup>」と九炷であつた。

なおかつ盤珪は坐禪を「つとめも致させますけれども、規矩にもかかわりはしませぬ」といい、「用事があれば立てもかまひはござらぬ程に、身どもが会下では、皆の衆の心次第にいたす事じや<sup>27</sup>」と、盤珪は修行者の自主性を重んじる。

このように盤珪は本覚門の立場に立ち、規則を成文化することや、独自に制定することを好まなかつたが、盤珪が進んで制定した規則もある。なかでも資料において何度も言及されているのが、朝食を茶粥とすることである。

貞享二年（一六八四）の冬に行なわれた安居において、「師、副寺のものに命じて、衆のために茶粥を弁せしむ、山の定規となす<sup>28</sup>」とある。これは別の資料では、夏に龍門寺で出た朝の雑炊が、前日の余り物で少し傷んでいた。盤珪がそれを食べて、もしこれを修行者が食べて腹痛でも起こせば、仏法の過失であると憂慮した。そこで「是より雑炊を永々禁止して、茶粥を用ゆべきよし、尊命にて、会中皆此式法に遵行す<sup>29</sup>」と、茶粥を朝食とすることを定めたという。ちなみに食事は朝昼の一日二食で、昼食は一汁一菜と決まっていたが、一五歳以下の子供は成長を考へて晩食を許可されていた<sup>30</sup>。

これ以外にも規則として、たとえば盤珪会下では、男女の別住が厳しく言われ、さらに年齢による区分として、

五〇歳以上は重労働が免除され、六〇歳になると絹を着ることが許され、七〇歳になると個室と暖房器具と晩食が許された。<sup>28)</sup>

盤珪はあくまで習慣・律・清規に基づき、独自に規則を制定するということはほとんどない。これには自身の性格、社会状況、仏教界の潮流の三つの原因があるろう。

一つ目は、盤珪自身の自制的で学究的な性格に由来する。それは「有僧問、不意に興によりて、をどけを申す事、苦しからずや。師曰く、信を失ひたくば云ふべし」という自制心のある言葉や、威儀について自身の考えを開陳して「況や出家たる者は、仏制の外には、心をよせず、道行を以て心とすべき事なり」とあり、戒律や清規もしくは寺院規定を積極的に守ろうとする意志があったことがわかる。<sup>29)</sup>

二つ目は、この時代は幕府による統制が厳しくなった時代であり、紫衣事件、嗣法関係の明確化、キリスト教や日蓮宗不受不施派の禁制などがあり、盤珪自身も一時期邪教と間違われたことがあるので、特異なことを好まなかったというのがある。

三つ目は、当時の戒律復興運動の影響で、この時代は慶長七年（一六〇二）に明忍（一五七六―一六一〇）が友尊、慧雲とともに京都横尾山西明寺で自誓受戒したことから、戒律復興の機運が高まる。その後、西明寺、河内の野中寺、和泉の神鳳寺の三僧坊を中心に多くの律僧が輩出した。盤珪会下の寺院にも「律僧五十三人あり。内比丘二人あり」と、律僧がいたことがわかる。さらには有力な弟子である靈源周蔭（一六五二―一七一八）のように、「靈源蔭公もと律の大僧となる。改めて我に帰す。師に侍する年尚し。一日師に白して曰はく、木叉は仏則なり、われ少より之を学び、能くこれを暗記す。侍立の次、時に之を語らんか」と律で出家し戒律を学んでいた人物がいたことが知られる。

以上まとめると、盤珪は積極的に体系的な規則を制定することはなく、律や清規もしくは習慣に従う傾向があった。

それは何度も言うように、盤珪が「不生の仏心」を根源とし、それ以外を「生まれた跡の名」といい第二義としたことと、自らの宗派を仏心宗として宗派へのこだわりがなく通仏教的意識があったからである。

## 五 没後の成文法

盤珪自身は積極的に規則を制定しなかったものの、成文法も残されている。最も早く成文化されたのは、延宝二年（一六七四）に尼衆のために定めた「尼衆しよさのため」であろうが、これは読経と坐禪と禁酒を命じた簡単な規則であった。まとまった内容で公式な規則となると、元禄二年（一六八九）に制定された「如法寺壁書」である。これは一七条からなり、内容は一々挙げないが読経と坐禪、食事、交際、役職、火の用心についてである。

如法寺の元禄二年（一六八九）の壁書には、享保一六年（一七三一）に書かれた後序があり、そこに制定の事情が書かれている。それには「吾が弘濟祖、氣宇玉の如く、能く大法に主たり。其の威容たるや、声氣を動ぜざるも、法席肅雍たり。其の道貌たるや、規矩を施さざるも、学者畏伏す」と、盤珪は自分では規則を成文化しなかったが、「斯の若くたりと雖然も、門人某者、規繩無きを病んで、私に自ら之を録して、草を師に視せ、且つ揭示を請う」と、弟子が密かに規則を記録して盤珪に見せて揭示を請うた。すると盤珪は「徳量広大にして、物として容れざる無し。因つて其の説を可なりとし、命じて筆記せしむ」と、「生じた後の名」にとられる弟子の行いを咎めることなく、内容を点検して成文化を認めたとある。つまり、元禄二年（一六八九）の「如法寺壁書」は、あくまで弟子が作ったのであって、盤珪がみずから規則を成文化したのではない。

如法寺での壁書制定の翌年、元禄三年（一六九〇）冬に龍門寺で結制が行われた。そこで弟子たちが「者回の聚会、当に規矩法則を建て、霹靂の舌を鳴らし、四衆をして震驚せしむべし」と、規則の制定を要請したが、「衆の安怙す

るに及んで、而かも閩爾として規約なし、又施設底の法なし」と、依然として盤珪が規則を成文化することはなかった。

この年、盤珪は六九歳であり、没する三年前にあたる。つまり盤珪は晩年まで自ら規則を成文化することはなかった。なぜかという規則を成文化することで、修行者が規矩を価値基準とすることを嫌ったからである。それでも組織がまとまっていたのは、規則を体現し価値判断を行う「盤珪」が存在したからであり、盤珪を尊敬し模範とする弟子たちが存在したからである。

しかしながら元禄五年（一六九二）七〇歳になると、心境の変化がおこる。この年、盤珪は六月に大洲の如法寺に向かい、奥旨軒を開山塔にすることを決め、七月末から造営をすすめ、次のように示衆した。

（前略）其故は身ども滅度の後、年久くなりては、常住は多衆なる故、法義を犯す者間々有るべし。然らば自然の道理にて、法流を衰微すべし。然れども開山塔に於て、真履実践の者数人なりとも扞び、如法に勤行せば、身どもが法義は開山塔に残りて有也。（中略）開山塔の作法を証拠として、勤行するに於いては、身どもが法義は再興隆すべし。

すなわち盤珪は先が長くないことを感じ、自身の没後に修行生活が崩れていくことを予想し、真摯なもの数人が、この開山塔においてこれまでの規則を保ち修行生活を続けてくれれば、法は伝承すると考えたのである。

盤珪は「造営落成しなば、一日なりとも、右の作法を行ふべし」と、開山塔が完成すれば、そこで自身が実演して見せようと思っていたのだが、開山塔はなかなか完成せず、結局、完成前に美濃の玉龍寺の結制に向かうことになり、開山塔でみずからの意図を実践することはできなかつた。

翌、元禄六年（一六九三）春、弟子たちによって龍門寺にも開山塔が造営されはじめる。盤珪は玉龍寺の結制を終えて、龍門寺に帰り隠寮にて療養していたが、造営は遅々として進まなかった。

死期を悟った盤珪は、そこで「一日なりとも、身ども開山塔の儀式を行ひ、爾後庵中規模とすべし」といって、龍門寺でみずから典座となり範を示した。そして秋に至り「便ち自ら塔院の制規五條を定め、又茶毘の儀を説き（後略）<sup>⑦</sup>」、また「如法・龍門両所の開山塔、永く遺言する所の式法を堅く相守勤行して、毛頭違越する事なかれ」と遺言し、弟子の周蔭・祖廓・祖仁の三人に「惣じて後事は汝等三人の料簡を以て一切議定すべし」と後事を託した。そして九月三日、七一歳で遷化した。

結局、盤珪は没するまで成文法を作らず、不生の仏心であることを説き続けた。そしてみずからの教えや規則が文字ではなく、身体でもって継承され、後の世に再興するのを願いつつ没したのである。最後まで「生まれた跡の名」に堕せず、「不生の仏心」を貫いた人生であった。

## 六 五原則

では、盤珪が遺命した開山塔の規則五原則というのは、どのようなものなのか。盤珪より後事を託された周蔭・祖廓・祖仁は、「三人評議して龍門・如法、祖塔の定規を制立し、瑞鳳庵は節外・石門、両和尚え請て名印を誌す。奥旨軒は節外・圭堂、両和尚の名印を誌す者也」と規則を制定して、開山塔である龍門寺の瑞鳳庵と、如法寺の奥旨軒の二箇所<sup>⑧</sup>に定規を留め置いたとある。

奥旨軒の定規を見てみると、盤珪が遷化した翌年の元禄七年（一六九四）の夏結制日に制定されている。内容を現代語で要約すると、

- 1、読経など寺の法務は全員で行い、役職も持ち回りで行う。
  - 2、食事は作法に則り全員でとり、それ以外に食事をすることを禁じる。
  - 3、冬と夏の二度禁足安居し、それ以外でも乱りに外出しない。また坐禅は一日一二柱に限る。
  - 4、寺の公共物は大切に、勝手に使わない。
  - 5、異性の出入りを禁じ、また権力に近づかず身分のある者をもてなすことを禁じる。
- とあり、これが盤珪会下の五原則ということになる。組織規則として見れば、

- 1、労働条件。奉仕・労働・役職を平等に行う。
- 2、利益配分。食事（利益）を均等に分けあう。
- 3、勤務規定。坐禅を一日一二柱行い不用な移動を慎む。年に二度安居を行う。
- 4、財産管理。寺院公共財の私用と乱用を禁じる。
- 5、行動規範。男女を分離することでハラスメントを排除する。また公共組織として接待などを禁じる。

ということになる。これらは歴史的に見れば、中世以来、臨済宗内で言われてきたことであり、清規や法度として特段新しい内容ではない。しかしこれを盤珪が実際に体現し、組織規則として実施したところに大きな意義があった。

盤珪が実施した集団生活は、いわば人類学で言う「原始社会」、マルクスの言う「原始共産制」の内容と類似している、分担協業で平等分配を基本とする。現代風に言えば公共性が高く非営利の組織、公益法人である。

盤珪の没後に、この開山塔の五原則が制定され、盤珪派寺院の基本となるが、実際には、各寺院でそれぞれ規則が制定され発展していく。

## 八 組織とその運営

盤珪の組織運営について論ずれば、まず盤珪会下の組織の特徴は、組織の使命・目的が単純で、運営方針がはつきりしていることが挙げられる。組織の使命は、人々が「不生の仏心」を得ること、悟りの眼を開くことを使命とする。そして運営方針は、盤珪の説法を聞いた全ての人が「不生の仏心」に目覚め、「不生の仏心」で生活することである。運営にあたっては、分担協業と平等分配が徹底されていた。また行動規範も厳しく、男性僧侶の結制中は願主であろうと女性の参拝を禁止しており、「其道のために迎請せらるるを除きて、未だ嘗て権門に謁して交を豪貴に結ばず」と権力に近づくことも避忌した。また盤珪は、組織の責任は指導者や上の者がとるべきであると考えており、常に立場的弱者に慈悲の眼を向けていた。

寺院の財政と経営については、次の話が参考になる。

庭曰く「玉龍食なし、我分衛を以て活を作さんか。」師曰く、「否。」庭曰く、「然らば則ち餓死せんか。」師曰く、「汝命を惜むか。」既に行く。供給豊足して乏少なし。

弟子の雪庭を玉龍寺の監護に命じたときのやりとりで、

雪庭「玉龍寺は食い扶持がないので、私は托鉢乞食をして生活をすればよいですか」  
盤珪「いいや」

雪庭「それなら餓死してしまいますが」

盤珪「お前は生命が惜しいか」

雪庭が玉龍寺に赴任すると、供養や援助がいつばいで貧窮することはなかった。とあり、盤珪は仏道修行専一を旨とし、生命を惜しみ日々の食料や金銭を論ずることを良しとしなかった。さらに

況んや復た我邦の淳風は僧尼を尊敬すること身毒に異なることなし。今かの其供資を損失するものは皆己の不律懈怠に因る。<sup>43</sup>

と、いま寺院に供養や援助がないのは、一般人（在家）の宗教意識が変わったり、信仰心が薄れたりしたからではなく、僧侶の規律・自律のなさや修行の怠慢に原因があるとし、規則に基づき身を正して寺を運営していれば、財政と経営は自然についてくるとして問題としない。いわば非営利精神を徹底しているのである。

では次に、組織構成を見ると、まず盤珪は師家であり、組織の使命を遂行する指導者である。具体的には各寺院を巡回して、在家には法話を行い、出家には結制を行い指導した。

各寺院には盤珪とは別に住持がいて、そのほかに知客、納所（副寺）、維那、典座の役職があった。そして常住している弟子と、結制時にやってくる修行者があった。住持は前堂となったものが就任するが、役職は「維那・典座等、一切諸役、身どもを始て、一衆輪次、平等に相勤むべし」とある<sup>44</sup>ように、盤珪を含めて全員で持ち回りで担当することになっていた。日常の意思決定は合議制が取られたようだが、重要案件は盤珪に決裁を仰いでいる。

結制においては盤珪による法話もしくは問答があり、坐禅は禅堂や寮舎僧堂などで行い、<sup>45</sup>「乱りに棒喝を行じ、文筆を弄し、及び言句を以て商量して、徒らに機境を逞しうすることを許さず」とあるように、警策や怒声といった

手法はあまり行なわれず、文字や言葉の上手さやレトリックを競うことも許さなかった。

法話や問答は方丈などで討議形式で行ったが、後には人が多すぎて質問がやまないもので、「但々問ふことを歇めよ。問端多ければ則ち老僧の言ふ所単なり。言単なれば則ち衆に潤及せず。衆只黙せよ、老僧の言ふ所を聴け、則ち千疑万疑、自然に氷消せん」と、盤珪が講義説法する形式に代わった。そして質問は、盤珪が夜に各寮舎・僧堂を巡堂して、一堂に限って夜參をゆるした。

建物は「玉龍庵に就て、方丈・庫裡・禪堂・寢堂・諸堂を造立し」とあるので、仏事を行う方丈（本堂）、運営と事務を行う庫裡、坐禪を行う禪堂、応接室である寢堂（茶堂）を基本としていた。また地藏寺の話として「地藏堂え御越、堂中に机并に書物あり、師看坊を御喚び御叱り、此堂は地藏堂といへども、禪堂を兼たり。已に結制の時、禪堂を用いて、勤行しき。自今必机等をかす、寮舎の思をなすべからず」とあるので、小さな寺院でも坐禪をする禪堂と、居住する寮舎僧堂とが別に設置されていた。この他に「師、龍門寺の隠居に居ませし時、常住え御出有て」と、隠寮もあつたことがわかる。そのほか延寿堂（病棟）もあつた。

## 八 まとめ

以上、盤珪の規則と制定の過程そして規則の内容について考察してきた。その結果、盤珪は、基本的立場として規則の成文化を避忌することがわかった。

避忌する理由は「不生の仏心」と「生じた跡の名」の関係で説明できる。盤珪は衆生が自身の「不生の仏心」に基づくことを使命とするが、それに対して、文字や規則などは「不生の仏心」の抜け殻であり「生じた跡の名」であると規定した。そのために規則を成文化しなかつたのである。

個人の行動規範も、本来具有するところの不生の仏心に気づけば、煩惱などは自然に生じなくなるとする。このことから結論1が導かれる。

結論1:すべての人は「親のうみつけたる不生の仏心」を持っており、各個人はその「不生の仏心」を倫理とするという仏性・理性思想に基づいた「自然法」である。

盤珪の基本的姿勢は、結論1によって理解できた。この結論を踏まえたうえで、問題の所在で提起した、1、規則の制定過程と内容。2、組織運営方法。3、指導方法。の三つについて答えよう。

まず1の規則の制定過程は、盤珪が何か事件に対して規則を制定する場合と、弟子が要請して制定された場合があった。そして生前は規則を成文化はしなかったが、不文律を制定して集団生活を律した。制定した教団規則の内容は、一般的な戒律や清規・法度から外れる内容ではなく、分担協業で平等分配を目指した。盤珪が最終的に到達した基本原則は、亡くなる前に制定した規則五原則に見ることができる。

2の組織運営については、その当時の臨濟宗の寺院運営と同じで、知客、納所（副寺）、維那、典座の役職をたて、職務を分担して交代で行った。そして修行希望者は等しく受け入れた。また経営については問題とせず、非営利を貫いた。

3の指導方法は警策や怒声をもちいず、説法と対話、そして日常生活を律することで指導した。また違反者への制裁は、刑罰はなく訓戒か追放であり、それとともに指導責任者の謹慎や断食という形をとった。盤珪は己自身と修行者とを差別することなく対等に対応し、たとえ修行者が過ちを犯しても刑罰を加えず、それを自身の不徳や指導者の力量不足として責め、熟慮したうえで行動する指導法であった。

これら盤珪の集団規則をまとめると次のようになる。

結論2：集団規則は、戒律や清規に基づいた「不文法・慣習法」であり、分担協業と平等分配を原則とする。そして制裁規定は訓戒、追放、謹慎を主とし、指導者の指導責任に重点を置く。

## 九 今後の課題

そもそも盤珪が人気を博した原因は、従来言われているように、その説法にあるだろう。だが、それとともに、本稿で見た、盤珪の慎重でなおかつ言動一致したふるまい、首尾一貫した思想を体現する活動、規則に則った清浄な日常生活が、多くの修行者を惹きつけたのである。

時代背景を考えると、既に本文でも指摘したが、この時代には、日本国内では戒律復興運動が興起した時期に当たっている。たとえば臨濟宗内でも、一絲文守（一六〇八〜一六四八）は横尾の平等心王院の賢俊律師のもとで得度しており、その弟子には如雪文巖や石鼎文頑など律師であった者も多かった。

また雪窓宗崔（一五八九〜一六六三）は三学一致を目指し持戒禪を掲げており、この雪窓を代表とした「豊予派」が活動した豊後伊予地方は、盤珪の活動地の一つである大洲や松浦に近接していることが知られる。<sup>⑤</sup>

そして道者や隠元によって、明朝式の清規による寺院運営が輸入されており、盤珪自身、慶安三年（一六五〇）秋、二九歳のときに、道者のもとに参じて明朝式の清規を見聞体験している。このような時代背景もあって、盤珪は戒律を重視した修行生活を行ったのである。<sup>⑥</sup>

盤珪以後の禪宗組織の展開を俯瞰してみると、盤珪の規則と組織運営は、盤珪派寺院に引き継がれていき、また古

月禪材や白隠慧鶴に影響を与えたと仮説しているが、具体的に盤珪以後つまり近世にどのような規則が編まれ組織運営がなされていたかは、これから研究すべき問題である。

玉村竹二によると、中世、日本に禪宗が入ってきた当初は、僧堂で集団修行生活が行なわれていたが、それが段々と廃れていき、中世末期にはあまり行なわれなくなった。それが江戸時代初期に、道者や隠元などの明朝禪僧が来朝して集団修行生活を組織したことが刺激となり、一八世紀初頭になると、五山派において再び結制大会・僧堂が復興した。その時に古月派と白隠派の人々が師家に拜請され、この派が大いに流行することになったと論じられている<sup>⑧</sup>。

しかし、この説は京都鎌倉の五山派寺院を中心とした意見であり、地方・江湖を見れば、愚堂などに代表されるように遍参が行なわれており、各地に師家もしくは善知識と呼ばれる人々がいて、修行者は良師を求めて行脚し、善知識を見つけてそこに僧堂を作って留まり、集団生活をし坐禅公案や土木作業を行っていた。盤珪の結制も地方での禅寺の動きに仿らなり、このような地方の結制や僧堂が、やがて五山へと波及していくのではなからうか。地方寺院や山林派も含めた、中世から近世にかけての禅宗の修行形態や規則、組織運営の解明は、今後の課題である。そして臨済宗がどのように修行者を指導し、次なる指導者をどのように生産していたかを考察していかなければならない。

また盤珪の思想には、臨済宗にとどまらない通仏教性・普遍性があり、仏教思想、東アジア思想、日本思想といった、大きな影響関係から考察すべき思想家である。その方向から言えば、現在でも鈴木大拙の研究に倣うべき視点が多くある。

註

- (1) 鈴木大拙『盤珪の不生禪』（弘文堂書房、一九四〇年三月）、同『禅思想史研究第二』（岩波書店、一九四二年）、同編校『盤珪禪師語録附行業記』（岩波書店、一九四一年九月）鈴木大拙・古田紹欽共編『盤珪禪師二百五十年記念出版 盤珪禪の研究』（山喜房仏書林、一九四二年十一月）。
- (2) 藤本植重『盤珪国師の研究』（春秋社、一九七一年九月）、同編著『盤珪禪師法語集』（春秋社、一九七一年九月）。赤尾竜治編『盤珪禪師全集』（大蔵出版社、一九七六年一月）。
- (3) 盤珪が受業した雲甫全祥は、最初、快川紹喜（？）（一五八二）に参じて、のちに三友寺（姫路市男山から後に岡山市中区森下に移転）の南景宗嶽に嗣法した人物である。
- (4) 『盤珪仏智弘濟禪師示聞書』上巻。以下、『示聞書』と略称。鈴木大拙編校『盤珪禪師語録附行業記』（岩波書店、一九四一年九月）五三頁。以下、鈴木編『語録』と略称。
- (5) 『示聞書』上巻。鈴木編『語録』三五～三六頁。赤尾竜治編『盤珪禪師全集』（大蔵出版社、一九七六年一月）以下、赤尾編『全集』と略称。
- (7) 妙心寺蔵『法山壁書便覧』。笹尾哲雄『近世に於ける妙心寺教団の研究』（普門山大悲禪寺、一九七七年六月）八一頁。
- (8) 妙心寺蔵『妙心寺文書』による。笹尾哲雄『近世に於ける妙心寺教団の研究』（普門山大悲禪寺、一九七七年六月）七八～八四頁。
- (9) 無著道忠『正法山誌』（再版版。思文閣、一九七五年一月）一一一頁。
- (10) 中世以来、出世の年齢は五十歳が目安であったようだ。竹貫元勝『紫野大徳寺の歴史と文化』（淡交社、二〇一〇年一月）二〇一頁。
- (11) 『仏智弘濟禪師法語』（以下、『法語』と略称）。鈴木編『語録』一〇七頁。
- (12) 『贅語』。鈴木編『語録』一四六頁。
- (13) 『示聞書』下巻。鈴木編『語録』九〇頁。
- (14) 『示聞書』下巻。鈴木編『語録』九〇～九一頁。
- (15) 『大法正眼国師盤珪大和尚行業曲記』（以下、『曲記』と略称）。鈴木編『語録』二二三頁。
- (16) 『示聞書』上巻。鈴木編『語録』一九頁。
- (17) 『示聞書』上巻。鈴木編『語録』一八頁。
- (18) 『再住妙心開山特賜仏智弘濟禪師行業略記』（以下、『略記』と略称）。鈴木編『語録』二三四～二三五頁。

- (19) 『正眼国師逸事状』(以下、「逸事状」と略称)。鈴木編『語録』二六〇頁。
- (20) 『略記』。鈴木編『語録』二三八頁。
- (21) 『示聞書』上巻。鈴木編『語録』二五〇二六頁。
- (22) 赤尾編『全集』六九八頁。
- (23) 赤尾編『全集』七〇八頁。
- (24) 『示聞書』上巻。鈴木編『語録』二五〇二六頁。
- (25) 『曲記』。鈴木編『語録』二二七頁。
- (26) 『略記』。鈴木編『語録』二二二頁。
- (27) 昼食一汁一菜の決まりは「如法寺壁書」や「不徹庵定規」に見える。赤尾編『全集』如法寺壁書、六九〇頁、不徹庵定規、六九八頁。一五歳以下の晩食は「逸事状」に見える。鈴木編『語録』二五六頁。
- (28) 『逸事状』。鈴木編『語録』二五六頁。
- (29) この段落の二つの引用は、ともに『略記』。鈴木編『語録』二二三頁。
- (30) 『示聞書』上巻。鈴木編『語録』二二二頁。
- (31) 『逸事状』。鈴木編『語録』二六二二六三頁。
- (32) この段落の「如法寺壁書後序」の引用は、すべて赤尾編『全集』六九〇〇六九三頁。
- (33) 『贅語』。鈴木編『語録』一五五頁。
- (34) 『略記』。鈴木編『語録』二三八頁。
- (35) 『略記』。鈴木編『語録』二三八頁。
- (36) 『略記』。鈴木編『語録』二四〇頁。
- (37) 『曲記』。鈴木編『語録』二二〇頁。
- (38) 『略記』。鈴木編『語録』二四〇頁。
- (39) 『略記』。鈴木編『語録』二四〇頁。
- (40) 赤尾編『全集』六八九頁。
- (41) 『略記』。鈴木編『語録』二二三頁。
- (42) 『曲記』。鈴木編『語録』二二三頁。
- (43) この段落の二つの引用は「逸事状」。鈴木編『語録』二六七頁。
- (44) 『略記』。鈴木編『語録』二三八頁。
- (45) 寮舎僧堂で坐禅した例は『贅語』に「居士徒らに僧堂に従席して打坐して帰る」とある。鈴木編『語録』一六七頁。
- (46) 『贅語』。鈴木編『語録』一四六頁。
- (47) 『贅語』。鈴木編『語録』一六八頁。
- (48) 『略記』。鈴木編『語録』二二八頁。
- (49) 『略記』。鈴木編『語録』二二〇頁。
- (50) 『略記』。鈴木編『語録』二二二頁。
- (51) 豊予派とは竹貫元勝氏の命名で、靈雲派太原徒弟、鉄山宗鈍(一五三二〜一六一七)の法嗣の中で、大分白杵の多福寺と愛媛宇和島の大隆寺を中心とした一派を指す。竹貫元勝『日本禅宗史』(大蔵

(52)

出版社、一九八九年九月）二六五～二五七頁。

仏教の復興運動がおこる時は、常に戒律運動となる。栄西以来、禅宗の復興も同じように、戒律の復興と表裏一体の関係にある。戦国末から江戸初期にかけても、禅宗の興隆には律が関係するのであるが、これについては別に論じたいと思う。

(53)

玉村竹二「近世の禅宗教団」『臨濟宗史』（春秋社、一九九一年一月）。